

大船渡市林野火災が喚起した 新たな林野火災のリスク

NPO法人日本防火技術者協会理事長 関澤 愛



1. はじめに

令和7（2025）年2月26日（水）に大船渡市赤崎町字合足地内で発生した林野火災は、それまでの数か月間の記録的な降雨量の少なさ、発生日前後の乾燥、強風のほか地形等の影響により急激に拡大し、最終的には約3,370haに及ぶ我が国の林野火災としては昭和39（1964）年以降最大の約60年ぶりの記録的な大規模火災となった。さらに、大船渡市林野火災においては、林野地域だけでなく市街地にまで延焼危険が及び、焼損家屋226棟、死者1名という被害を生じ、大船渡市綾里地区の住民の多くが避難を余儀なくされた。

筆者は、国の「大船渡市林野火災を踏まえた消防防災対策のあり方に関する検討会」に参画したが、本稿ではその報告書¹⁾を参考に大船渡市林野火災が喚起した新たな林野火災のリスクについて述べることとしたい。

2. 大船渡市林野火災が喚起した新たな火災リスク

大船渡市林野火災が喚起した新たな火災リスクには2つの面がある。1つは発生当初における極めて急激な林野部における延焼拡大と、これに伴う同時多発的な広範囲への飛び火延焼の発生である。また、2つには、海外では従来からその危険性が認識され、大きな問題となっているWUI火災（Wildland-Urban Interface fire：林野居住地近接火災）としての側面、すなわち林野火災から居住市街地への延焼や人的被害の発生である。国の検討会においてもWUI火災の用語が認識され、この点を意識した対策が語られるようになった。

2.1 初期の急激な延焼拡大と同時的多発的な火災の発生

2月26日13時02分の消防による火災の覚知後、火災は最大瞬間風速18.1m/sの強風を受けて火元から約1.2km東の八ヶ森の方向へ急激に拡大した。その後、八ヶ森の南西の谷（スギ林）で短時間で広範囲に樹冠火を含む激しい燃焼が発生し、そのことによる強い上昇気流で形成されたと思われる入道雲のような火災積雲が観察されている（写真1）。この火災積雲は風により東向きに流されたことから、覚知から1時間後の14時前後には八ヶ森から約2km離れた田浜地区で少なくとも3件の飛び火による火災が発生し、さらに覚知からわずか2時間後の15時頃には延焼は東西約7kmに及び、周長約30kmの範囲にまで延焼が拡大した（図1）。それ以降、東西に長い火線から山中を中心に多方向へ延焼した。

今回の大船渡市林野火災でみられた初期における、このような激しい樹冠火による同時多発的、かつ遠方、広範囲にわたる飛び火出火の発生は、あたかも大規模地震における同時多発火災と同様の状況の出現といえる。このような急激な同時多発火災の発生に対しては、小規模の消防本部では到底対処が不可能であり、一刻も早い近隣応援、広域応援、さらには緊急消防援助隊の要請が必要となる。その意味で、今回の大船渡市林野火災によって、林野火災の有する同時多発火災としてのポテンシャルとそのリスクの大きさを見せつけられたように思う。



写真1 火災発生直後の八ヶ森上空の入道雲のような火災積雲
 ※京都大学防災研究所・峰嘉哉特定准教授撮影（2月26日13時57分）

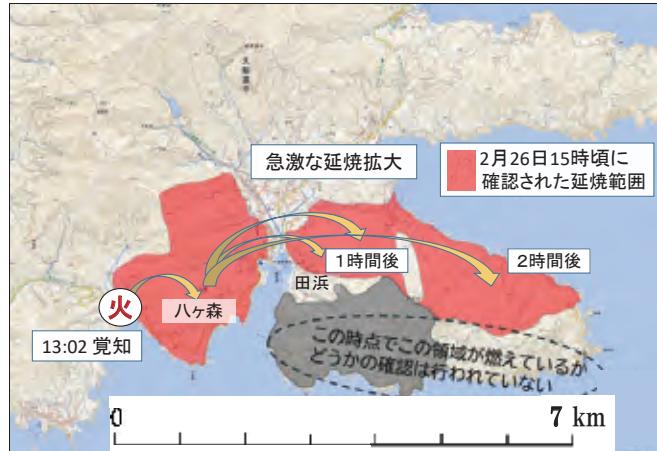


図1 2月26日15時頃には延焼は東西約7km周長約30kmの範囲に延焼
 ※大船渡市林野火災の概要²⁾より引用・作成

2.2 市街地の住家にまで及んだ延焼拡大

注目すべきもう1つの火災リスクは、大船渡市林野火災では火災は林野地内で拡がるだけでなく田浜地区や綾里地区など、居住地域にも飛び火等による延焼被害を与えたことである。表1は家屋の焼損被害が生じた地区別の被害棟数の一覧であるが、消防庁長官の火災原因調査報告書³⁾によれば、住家90棟、非住家136棟の合計226棟が焼損した。大船渡市林野火災の焼損範囲は図2に示すとおりであり、図中の丸数字は表1に示す飛び火延焼などによる火災損害を受けた建物が生じた地区の位置である。

住宅等の建物は沿岸部や林野以外の平地部に立地する傾向から、被災建物の多くは焼損した林野の周辺部に位置する。また、出火点に近い小路地区のほか、覚知後約2時間の急激な延焼拡大の影響を受けた綾里港地区、及び田浜地区において住宅の全焼が多い。また、外口地区でも住家の全焼を含む大きな被害が生じた。

表1のうち、火災発生初期に延焼が及び家屋の焼損被害が多かった地区のひとつである綾里港地区についての延焼状況を以下に記す。この地区では、消防庁の消防研究センターの現地調

表1 大船渡市林野火災による地区別の建物等の焼損状況
 ※消防庁長官の火災原因調査報告書³⁾より引用

町別	地域名	住家		住家以外		合計棟数
		全焼	半焼以下	全焼	半焼以下	
三陸町綾里	① 小路	11	3	42	2	58
	② 石浜	5	3	12	2	22
	③ 田浜	7	4	6	0	17
	④ 岩崎下	1	3	5	0	9
	⑤ 野形	0	0	1	0	1
	⑥ 宮野東	1	2	5	1	9
	⑦ 宮野西	0	0	0	1	1
	⑧ 野々前	1	1	11	0	13
	⑨ 白浜	0	0	3	0	3
	⑩ 綾里港	15	11	12	3	41
赤崎町	⑪ 外口	13	9	14	5	41
	⑫ 合足	0	0	10	1	11
合計		54	36	121	15	226

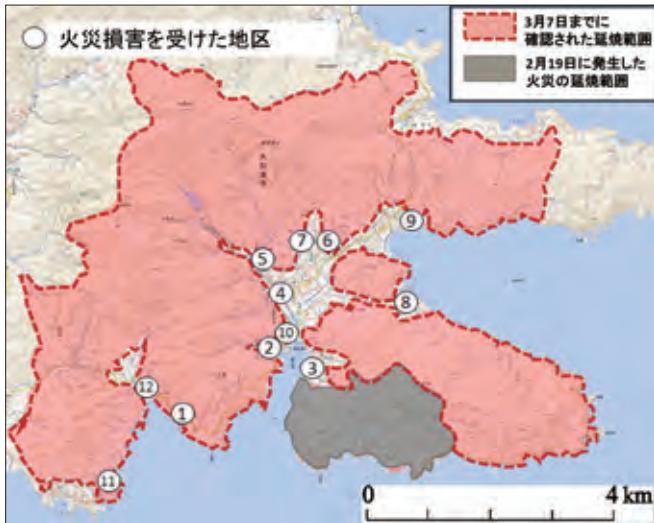


図2 大船渡市林野火災によって建物焼損被害を受けた地区

※消防庁長官の火災原因調査報告書³⁾を基に筆者作成
地区の番号は表1参照



写真2 41棟の延焼被害が生じた綾里港地区

の焼け跡の状況

※筆者撮影 (2025年6月3日)

査の結果7か所の飛び火によると考えられる火災が同時多発的に発生していたことが確認された。そのうち4か所では地区内で建物間隣棟延焼が生じている。その結果、地区全体では合計41棟が焼損している。この地区では地元の消防本部をはじめ消防団や岩手県内消防応援隊により長距離送水を含む消防活動が行われ、空地や道路、建物の防火性能を生かした懸命な消防活動によって、それ以上の延焼を阻止している。写真2は、41棟の家屋焼損被害の生じた綾里港地区の写真である。

3. 林野火災における予防・警報のあり方と林野火災注意報等の創設

国の「大船渡市林野火災を踏まえた消防防災対策のあり方に関する検討会」の報告書¹⁾では大船渡市林野火災における消防活動等を踏まえた消防防災対策のあり方について以下の4つの軸を中心に課題を整理している。課題項目は多岐にわたることから個々の項目の具体的な詳細については検討会報告書をご参照いただくとして、ここでは林野火災の予防の観点から多くの時間を割いて検討が行われた林野火災における予防・警報のあり方、とくに新たな林野火災注意報や消防法に基づく林野火災の予防を目的とした林野火災警報について具体的に紹介することにする。

- (1) 林野火災における予防・警報のあり方
- (2) 林野火災に対応できる消防防災体制のあり方
- (3) 大規模林野火災に備えた多様な技術の活用・開発
- (4) 災害復旧及び二次災害の防止活動

3.1 林野火災注意報等の発令基準新設の背景と考え

林野火災はいったん発生すると消火することが非常に困難であることから、最優先すべきは出火防止対策である。また、林野火災の出火原因の大半（約3分の2）はたき火、火入れ、放火（疑い含む）、たばこなどの人為的なものであることから、林野火災予防に万全を期すためには、とくに火災の予防上危険な気象状況になった際に、住民等に対して火の使用への注意喚起、あるいは警戒パトロール等によ

る火の使用制限の徹底を行うことが効果的である。

火災の発生を未然に防止するしくみとしては消防法に基づく火災警報があるが、消防本部からの声として火災警報は強い制限・罰則を伴うため発令を躊躇するとの意見が多くみられる。実際に、検討会で行った全国の消防本部アンケート調査等においても、火災警報発令基準を策定していない消防本部は全体の728消防本部のうち184本部（25%）あり、また、過去5年間における実際の発令消防本部数はわずかに7本部で、また発令延べ回数も356回にとどまるという結果であった。

こうした背景を踏まえて、強い制限・罰則を伴わずに林野火災防止に関する注意喚起を行うしくみとしての「林野火災注意報」を創設するとともに、消防法に基づく従来の火災警報についても林野火災防止を目的とした警報であることを分かりやすくするために「林野火災警報」という通称を用いることとした上で、それぞれについて次節に示す発令基準に該当する場合には発令することとしてはどうかとの結論に至った。

このほか報告書では、広範囲にわたる顕著な少雨が確認された場合には、気象庁が「少雨に関する気象情報」により少雨の状況を周知し、火の取扱いへの注意を呼びかけることや、さらにこの冬のように全国的な広がりがある場合には、気象庁と消防庁との合同による臨時の記者会見等を通じて注意喚起・解説を行うことなども効果的であるとする画期的な考えも示された。

3.2 林野火災注意報の発令基準について

林野火災注意報を発令するのは、以下の①または②のいずれかの条件に該当する場合とし、またその発令期間は1～5月の期間としている。

- ① 前3日間の合計降水量が1mm以下、かつ前30日間の合計降水量が30mm以下
- ② 前3日間の合計降水量が1mm以下、かつ乾燥注意報が発表

3.3 林野火災警報の発令基準について

林野火災警報を発令基準は、上記の林野火災注意報の発令基準である①もしくは②に加え、③強風注意報が発表された場合に発令するとしている。

すなわち、降水が少ない状態となり林床可燃物が乾燥すると林野火災が発生しやすい状況になり、さらに、それが長く続いて林床可燃物の乾燥がより強まつたりすると発生した林野火災がより延焼しやすい状況になる場合は、林野火災注意報を発令し注意喚起を行うが、さらに強風の場合には、発生した林野火災が大規模化しやすい状況になると考えられるため、林野火災警報を発令して火の使用制限を行うこととするものである。

【参考文献】

- 1) 大船渡市林野火災を踏まえた消防防災対策のあり方に関する検討会：大船渡市林野火災を踏まえた消防防災対策のあり方に関する検討会報告書（令和7年8月），chrome-extension://efaidnbmnnibpcajpcglclefindmkaj/https://www.fdma.go.jp/singi_kento/kento/items/post-167/06/houkokusyo.pdf（2025年10月10日アクセス）
- 2) 総務省消防庁：大船渡市林野火災の概要，chrome-extension://efaidnbmnnibpcajpcglclefindmkaj/https://www.fdma.go.jp/singi_kento/kento/items/post-167/01/shiryou2.pdf（2025年10月10日アクセス）
- 3) 総務省消防庁：令和7年2月26日に発生した大船渡市における林野火災に係る消防庁長官の火災原因調査報告書，chrome-extension://efaidnbmnnibpcajpcglclefindmkaj/https://www.fdma.go.jp/singi_kento/kento/items/post-167/05/sankou3.pdf（2025年5月15日アクセス）